

宮城県監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 14 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和 4 年 5 月 27 日

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田		計

記

1 監査委員の報告日

令和 4 年 2 月 18 日

2 通知のあった日

令和 4 年 4 月 6 日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和 2 年度収入未済額

現年度分 90,998,267円

過年度分 144,515,234円

合 計 235,513,501円

・令和元年度収入未済額

現年度分 102,309,844円

過年度分 152,752,614円

合 計 255,062,458円

ロ 措置の内容

県税収入未済額の縮減に当たっては、「第 5 次県税滞納額縮減対策 3 か年計画」、「令和 3 年度県税事務運営」及び「塩釜県税事務所事務実施計画」に基づき、以下の税目に分けて各種徴収対策に取り組んでいるところである。

<個人県民税への対応>

令和 2 年度から県職員の市町併任及び市町職員の市町相互併任がスタートしたところであるが、令和 3 年度は 7 月 1 日に併任発令を行い、同月に併任徴収対策会議を開催し、共通滞納者（22 者）の情報共有を図った上で、相互に定めた滞納整理方針を基に、各市町において徴収対策に取り組んだ。

宮城一斉滞納整理強化月間には、管内市町と連携・協働し、個人県民税の滞納者に対し

て共同催告（文書及び訪宅）、共同徴収を実施した。また、毎月行っている県税還付金の差押支援に加え、財産調査結果の情報提供による差押え支援を行った。

＜その他の税目への対応＞

新型コロナウイルス感染症対策や豚熱防疫作業の応援等により、年間計画の実施に遅れが生じたものの、各種財産調査の実施後は、その結果に基づき速やかに滞納処分を実施し、収入未済額の縮減に努めている。

令和4年2月末日現在の差押えによる取立て額は、預貯金36件で1,337千円、給与6件で445千円、生命保険5件で19千円の合計1,801千円となっている。

大口（滞納額30万円以上）案件及び困難案件については、折衝状況に応じた分類を行って進行管理しており、11月には54件、2月には11月の案件を含む55件について検討会を開催して整理方針を決定し、その方針に沿って滞納整理に取り組んでいる。令和4年2月末日現在で、完納が3件、納付約束・分納中が11件（換価の猶予3件を含む。）となっており、それ以外の案件については更に財産調査を徹底し、資力のある者については適時に差押え等の滞納処分を執行し、資力のない者については処分停止を行うなど、適切な債権管理に努めていくこととしている。

（2）北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

（内容）

・令和2年度収入未済額

現年度分 178,218,277円

過年度分 173,860,740円

合 計 352,079,017円

・令和元年度収入未済額

現年度分 85,243,951円

過年度分 178,827,728円

合 計 264,071,679円

ロ 措置の内容

県税滞納額縮減対策3か年計画及び令和3年度県税事務運営に基づき、新型コロナウイルスの影響も個別に確認しながら、税収確保と収入未済の縮減に努め、徴収対策を講じた。

個人県民税については、「北部地区住民税徴収対策会議」を開催し、栗原市を含む管内2市4町との連携・協働を推し進めたほか、滞納整理研修会や案件検討会議等を開催し、管内職員の徴収技術の向上を図った。

併せて、「大崎地区税務担当課長会議」を3回開催し、賦課徴収両面の課題を検討協議するとともに、県税職員の管内市町併任及び管内市町徴税吏員の相互併任による併任職員の活動強化に努めた。また「併任職員徴収対策会議」を開催し、各市町が抱える徴収困難案件の協議・検討のほか、共同催告や自動車税還付金の差押支援、合同捜索会議の開催など、収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税以外の税目については、滞納事案の早期着手に努め、緻密な財産調査、給与、預金債権、捜索による動産差押を行うとともに、担税力がないと判断した滞納者に対しては速やかに処分停止等を行うなど、より効果的な滞納整理に努めた。

(3) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和2年度収入未済額

現年度分 29,750,771円

過年度分 55,533,126円

合 計 85,283,897円

・令和元年度収入未済額

現年度分 26,483,015円

過年度分 54,651,314円

合 計 81,134,329円

ロ 措置の内容

令和2年度の収入未済額については、前年度より増加したものの、その要因は新型コロナウイルス感染症に伴う納税の特例猶予制度の影響によるものであり、それを除く部分については下記のとおり収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税については、滞納額の約8割を占めることから、北部県税事務所と合同による「住民税徴収対策会議」や「滞納処分実務研修会」を開催し、栗原市との連携強化を図るとともに、当所職員と栗原市職員双方の徴収スキルの向上に努めた。また、栗原滞納整理協働支援チームを設置するとともに、当所職員5名を栗原市職員（徴税吏員）に併任発令し、共同で訪宅催告や文書催告を行った。

個人県民税以外の一般税については、地区毎の担当者と納税指導員が連携しながら、早期の納税折衝及び財産調査に着手した。特に当所の滞納者の大部分を占める自動車税種別割については、納税通知書等の返戻分の所在確認等を速やかに行い、滞納整理に早期に着手できる体制の確保に努めた。また、納税資力があるにもかかわらず、自主納税に応じない滞納者に対しては、預貯金や給与等換価性の高い債権の差押を行い、滞納者の事情によっては換価猶予等の緩和制度を活用した計画的な納付を指導した。

このほか、調査により納税資力がないことが判明した滞納者に対しては、法定要件に照らしながら、適正に処分停止を適用した。

(4) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和2年度収入未済額

現年度分 104,291,564円

過年度分 140,873,817円

合 計 245,165,381円

・令和元年度収入未済額

現年度分 101,804,884円

過年度分 147,750,047円

合 計 249,554,931円

ロ 措置の内容

収入未済額の縮減は事務所の重要課題であり、令和3年度においても「県税滞納額縮減対策3か年計画」における県としての縮減目標を参考に事務所の「県税滞納額縮減対策目標・事業計画」を策定し、縮減目標達成に向けて取り組んでいるところである。

個人県民税については、市町の徴収努力により直近5年間で約4割の縮減が図られており、事務所としては、市町職員の徴収技術の向上支援を目的とした「滞納処分研修会」の開催や事務所と市町連名による「共同催告」、市町税滞納額に充当するための「県税還付金の差押支援」の継続実施、さらには、滞納整理に関する相談にも随時応じるなどの側面的支援も行った。

個人県民税以外の一般税目については、前年度から拡大した調査機関を対象に、引き続き計画的に早期の財産調査を行い、特に、集中滞納整理時期においては、班内の協力体制を一層強化し、比較的換価が容易な預貯金、生命保険、給与等の債権を中心に差押を積極的に実施したほか、これまで折衝困難となっていた滞納者に対しての搜索の実施により、計画的な納付に導くなど収入未済額の縮減に努めた。

また、各種調査の結果、担税力のない滞納者に対しては、地方税法に基づく納税の緩和措置（徴収の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止）を講じるなど、個々の状況に応じた滞納整理を実施した。特に、依然として収束の見えない新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な納税者に対しては、置かれた状況に配慮しながら、継続して納税の緩和措置を適用するなどの対応を行った。

今後も引き続き、徹底した財産調査等を実施し、滞納者の担税力を見極め、納税の緩和措置も講じながら適切な滞納整理を進め、収入未済額の縮減に努めていく。

(5) 東部県税事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和2年度収入未済額

現年度分 27,641,655 円

過年度分 63,905,671 円

合 計 91,547,326 円

・令和元年度収入未済額

現年度分 34,343,107 円

過年度分 69,816,421 円

合 計 104,159,528 円

ロ 措置の内容

個人県民税については、東部県税事務所との共催による住民税徴収対策会議の開催など、収入未済額の縮減に向け登米市との情報・意見交換等による連携強化を図りながら、徴収技法の向上を図る滞納処分研修会を地方税徴収対策室の協力のもとに実施した。さらに、登米市に対する支援として登米市との連名による共同催告を宮城一斉滞納整理強化月間において実施したほか、県税還付金差押支援の実施などに積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、分納誓約等の履行管理を徹底し、滞納者等の事案検討の適時実施及び滞納整理進行会議を定期的で開催し、滞納整理の方針等を明確にした。滞納整理に当たっては、滞納者の財産調査を実施のうえ、預貯金・給与・生命保険・売掛

金等の債権を主体とした差押及び取立を行い、財産調査の結果、資力のない滞納者については、滞納処分の停止を適用するなど適正な債権管理に努めた。

(6) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・令和2年度収入未済額
 - 現年度分 30,591,226円
 - 過年度分 92,378,567円
 - 合 計 122,969,793円
- ・令和元年度収入未済額
 - 現年度分 40,246,360円
 - 過年度分 94,851,829円
 - 合 計 135,098,189円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「県税事務運営」を基準に、所としての「滞納整理方針」及び「滞納整理年間計画」を定め、収入未済額の縮減に向けて取り組んでいる。

個人県民税については、管内市町と連携しながら、「気仙沼地区住民税徴収確保対策会議」を開催し、市町職員の滞納処分の技術向上を推進しつつ、県税還付金の差押支援や地方税法第48条による直接徴収、共同催告、共同徴収を実施している。

個人県民税以外については、国・市町とも連携しながら、文書催告や納税指導員による納税勧奨など、早期の折衝・催告により自主納税を促すとともに、預貯金、給与等の債権を中心に早期の財産調査を行い、これらの調査結果を活用し、資力のある滞納者については差押え等の滞納処分を実施し、資力のない滞納者については、滞納処分執行停止等を行い、適切な債権管理に努めている。

(7) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・令和2年度収入未済額
 - 現年度分 11,950,729円
 - 過年度分 44,653,914円
 - 合 計 56,604,643円
- ・令和元年度収入未済額
 - 現年度分 15,069,666円
 - 過年度分 32,631,103円
 - 合 計 47,700,769円

ロ 措置の内容

【発生した原因又は経緯】

公的年金等の遡及受給や就労収入等の収入未申告によって生じた生活保護扶助費の過払い（生活保護法第63条、第78条に基づくもの）である。

【処理状況】

- ・納入期限を超過している被保護者に対して、督促状を送付し納付促進に努めた。
令和3年度 督促状発出実績 160件
- ・保護受給中の者には地区担当員が家庭訪問時等に早期納入について指導を実施した。
- ・初回訪問時に収入申告義務について、周知徹底を図った。
また、該当者が死亡している場合には相続人に対して納入指導を行なった。

令和4年2月末現在の収入未済状況

- ・令和2年度収入未済額
現年度分 10,826,332円
過年度分 34,621,734円
合 計 45,448,066円
- ・令和元年度収入未済額
現年度分 11,980,570円
過年度分 30,969,359円
合 計 42,949,929円

令和4年2月末現在の未済額は、45,448,066円で決算時と比較して11,156,577円（不納欠損7,523,842円含む）減少している。

【内部統制の観点を含めた再発防止策】

収入未済額の縮減及び新たな未済額を最小限に抑えるための方策として以下に取り組んでいくこととする。

1 収入未済額縮減に向けた取組み

①地区担当員による訪問時の納付指導

ケース訪問時に納入が滞っている納入義務者へ納入通知書の手交等により納入義務を再認識させ、また、履行延期の特約等承認の申請等納入しやすい方法を適宜指導し確実な納付に結びつける。

②適時の督促状の送付

昨年度整備した債権者一覧表と財務システムから出力される収入未済一覧表と照合しながら該当者に対する督促を確実に実施する。

③事務所一丸となった対応

通常の督促状のほか、回収が困難になっているケース等、事務所としての対応が求められると思われる者への幹部職員同行の実施等、事務所一丸となった対応を行っていく。

2 未然防止に向けた取組み

①計画的な訪問による収入申告義務等の周知

計画的な家庭訪問を實踐し、収入申告義務の周知及び収入申告書の徴収を徹底する。幹部職員等は処理状況を適時把握し、収入申告漏れによる未収債権発生を防止する。

(8) 東部保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

社会保険関係事務において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められ

たので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

- 令和元年6月末から令和2年3月までに退職した非常勤職員の健康保険及び厚生年金保険について、令和2年10月まで被保険者資格喪失届を提出していなかったことにより、退職後も社会保険料を支出していたもの。また、令和元年6月から令和2年6月までに再任用職員及び会計年度任用職員の賞与に係る被保険者賞与支払届についても令和2年10月まで提出していなかったもの。

- ・過払いした人数 5人分
- ・過払額 1,575,566円

- 令和2年5月分の社会保険料について、昨年度に引き続き、支払遅延により延滞金が発生したもの。

- ・件数 1件
- ・支払額(保険料) 1,069,883円
- ・延滞金 4,100円

- 令和3年3月に年金事務所による実地調査が行われるまで、令和元年度及び令和2年度分の被保険者報酬月額算定基礎届の提出を失念し届出が大幅に遅延したもの。また、令和元年6月及び令和2年6月に収受したと思われる算定基礎届の提出に係る年金事務所からの通知文書が所在不明になったもの。

- 令和2年3月に退職した臨時職員について、社会保険に加入していないにもかかわらず社会保険料を誤って控除していたもの。また、控除額の還付が大幅に遅延したもの。

- ・件数 1件
- ・還付額 215,248円
- ・還付年月日 令和3年5月31日

- 令和2年3月に退職した臨時職員について、社会保険料の控除誤りによる還付及び賃金の算定誤りによる追給を行っているが、源泉徴収を行っておらず、給与所得の源泉徴収に係る給与支払報告の更正処理が行われていないもの。

- ・件数 2件
- ・還付及び追給額 224,284円

ロ 措置の内容

- 本事案に対しては、年金事務所と調整を行い、過払金について、後日納付する健康保険料及び厚生年金保険料との相殺行為により、処理が完了した。

適期に行う事務に対する進行管理の不徹底により生じたものである。

現在は、会計年度任用職員に係る社会保険加入状況及び処理項目・処理期限を記載した一覧表を作成の上、当該一覧表による進行管理を管理側及び担当班の複数の職員により徹底したことから、以降、同様の誤処理を生じさせていない。

- 本事案については、令和2年5月分の社会保険料について、同年8月に遅延して納付したことにより生じたものである。

当該延滞金については、年金事務所が発行する納入告知書に従い納付した。

適期に行われるべき事務に対する進行管理の不徹底により、前年度に引き続き延滞金を生じさせたことを深く受け止め、改めて管理側及び担当側の双方において、所独自に作成した会計処理カレンダーの活用や声掛けを行い、注意深く進行管理を行った結果、以降、同様の誤処理を生じさせていない。

- 本事案については、年金事務所から発出された通知文の所内共有が図られず、誤処理に繋がったもの。

この事案を教訓に班内で当該文書はもちろん文書共有の徹底に努め、かつ、適時の声かけを行ったことにより、当該届け出を始めとした手続きの遅延を生じさせていない。

- 本事案は、支出処理の決裁の際における管理側の確認不足及び後日の確認不足により生じたもの。

また、当時、社会保険に関する誤処理が輻輳していたことから、還付額の確定作業に時間を要し、遅延したものである。

現在は、会計年度任用職員に係る社会保険加入状況及び処理項目・処理期限を記載した一覧表を作成の上、当該一覧表による進行管理を管理側及び担当班の複数の職員により徹底したことから、以降、同様の誤処理を生じさせていない。

- 本事案は、追給処理に附帯して生じる手続きについての知識不足により生じたもの。

改めて源泉徴収額を算出の上、税務署と協議を行い、更正処理が終了したものの。

今後、同様な事務が生じた際は、税務署や会計指導検査室を始めとした各関係機関に事前相談を行い、同様の誤処理を生じさせないことを所内で徹底することとしている。

(9) 東部保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

諸手当認定及び支給事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

平成30年4月以降に支給されている職員の諸手当（扶養・地域・住居・通勤）について、認定事務を適時に行わなかったことにより、多数の職員に係る手当が誤支給となったもの。また、これにより複数年度にわたる多額の是正処理が発生したものの。

- ・件数 30件（債権者数 22名）

- ・金額 追給 40,060円

- 返納 1,881,265円

【うち過年度分】

- 追給 17,270円

- 返納 1,248,960円

ロ 措置の内容

本事案は、主に通勤手当を始めとした各種手当について、運賃改定や通勤経路の変更等の申請処理に関する進行管理の不徹底及び内容の確認不足により生じたものである。

これまでに全ての是正処理が完了したこと、その際において全職員の認定内容を確認したほか、時期を改めてもう一度全職員の認定内容を確認したこと、申請の際における内容確認を丁寧に行ったこと、職員側に自身による確認について呼びかけたこと（相互チェック）、認定の際において丁寧な確認を行ったことから、現在は適正な認定・支給事務が行われている。

(10) 高等看護学校

イ 監査委員の報告の内容

役務費において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

レターパック及び切手購入のための資金前渡を行ったが、その精算が行われていないもの。また、切手等は納入されているが、精算に必要な領収書の添付がなかったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 99,000円

ロ 措置の内容

(発生原因)

- 年度末に資金前渡により切手等を購入したが、担当者は処理済みと思い込み、精算せずに異動し、異動時の後任への引き継ぎもなく、上司によるチェックも不十分であった。
- 領収書等の会計書類については、所定の場所になく、紛失しており、関係書類の指定場所への保管も徹底されていなかった。

(処理状況)

- 現物確認を行うことで支払が真正であったことを証明し、翌年度に精算処理を行った。

(再発防止策)

次の再発防止対策を講じた。

- 人事異動時の引継については、事務点検も併せて行うこととした。
- 資金前渡金の精算処理は、原則、執行日に行うこととし、当日行わない場合は、その旨上司に報告することとした。
- 資金前渡による執行日を職員ポータル（スケジュール）の活用等により事務室内で共有を図り、上司は執行日に確実に精算処理が行われるように声かけを行うこととした。
- 会計書類の保管場所の徹底について、周知を図った。

(11) 畜産試験場

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、払出を行っていないものが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

宮城県畜産試験場遺伝子型検査業務に係る契約保証金について、完了検査後に受注者に返還していないもの。

- ・件数 1件
- ・金額 667,300円

ロ 措置の内容

当該業務完了後に契約保証金の返還が必要であることの認識が組織内で共有されておらず、担当者が異動したことや契約保証金の受入状況の確認が組織として十分に行われていなかったことから、返還処理がなされないままとなったもの。返還していなかった契約保証金については、事業者に契約保証金払戻請求書の提出を求め、速やかに返還を行った。

今後は、歳入歳出外現金受入一覧表等により契約保証金の受入状況を複数人でチェックすることを徹底するとともに、契約保証金管理表により場内で返還時期の情報共有を図り、返還漏れがないよう組織として確実に確認していく。

(12) 気仙沼土木事務所

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

業務委託内訳書と成果報告書に不整合があり、設計積算に誤りがあったもの。

- ・件数 1件
- ・工事名 平成30年度社防砂調108-B03号
土砂災害危険箇所基礎調査業務委託（その3）
- ・正設計額 26,388,940円
- ・誤設計額 25,963,240円

ロ 措置の内容

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査業務において、説明会補助業務及び基礎調査に係る調書の作成に関する積算に誤りが確認されたもの。

誤りの生じた主な理由としては、発注者及び受注者双方の説明会に係る業務実績の確認が不十分であり、また、調書作成に関して地形要件等により土砂災害危険箇所が複数の土砂災害警戒区域に分割された場合は、分割後の箇所数を実施成果数量とすべきところを、当初の危険箇所数のままで良いと誤認したためである。

再発防止策として、業務成果とりまとめの際、事務所調査員と受注者が、業務実施箇所数等の詳細な成果数を確認したうえで積算に反映させることを徹底するとともに、新たに作成した「成果とりまとめ時のチェックシート」を活用し、決裁時に複数の職員が成果数量等を再確認することにより、内部統制を強化し再発防止の徹底を図った。

また、同様の業務委託を実施している部内地方機関に対して、「成果取りまとめ時チェックシート」を主務課経由で配布し、同様の事例が発生しないよう注意喚起を行った。